

参 考 資 料

参考資料 1	令和元年度京都市公共事業評価委員会委員名簿	．．．．．	P 1
参考資料 2	京都市公共事業評価実施要綱	．．．．．	P 3
参考資料 3	京都市公共事業評価委員会設置要綱	．．．．．	P 9
参考資料 4	京都市公共事業評価委員会傍聴規程	．．．．．	P11
参考資料 5	令和元年度 京都市公共事業評価委員会スケジュール	．．．．	P13
参考資料 6	「今後の道路整備事業の進め方」について	．．．．．	P15
参考資料 7	令和元年度予算の概要	．．．．．	P19

京都市公共事業評価委員会委員名簿

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
いしはら かずひこ 石原 一彦	立命館大学政策科学部教授
と だ けいいち 戸田 圭一	京都大学経営管理大学院教授
ないとう とおる 内藤 徹	同志社大学商学部商学科教授
なかがわ え み こ 中川 恵美子	京都市地域女性連合会副会長
ひろおか かずあき 廣岡 和晃	連合京都会長
まいたに か すみ 舞谷 佳澄	京都経済同友会幹事
めぐり 廻 はるよ	京都造形芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授
やまぐち ゆきかず 山口 行一	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科准教授
ゆう き きみたか 結城 公生	京都新聞社論説委員

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 - ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 - イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 - ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。
- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業

(4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業

(5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。

(2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに実施する。

(3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効

果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

（関係規定の廃止）

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成１０年１２月１５日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月１０日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点

京都市公共事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市公共事業評価実施要綱第3条の規定による京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再評価及び事後評価（以下「評価」という。）の対象となる事業のうちから、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議の対象となる事業を抽出すること。
- (2) 審議の対象となる事業について、本市が実施する評価及びその結果に基づく本市の対応方針について審議し、市長又は公営企業管理者に対し、意見の具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(緊急時の特例)

第7条 委員長が委員会を招集した場合において、委員の2分の1以上が出席することが困難であり、かつ、委員長が緊急に委員会の審議を経ることが委員会の目的達成のために必要と認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3分の1を超える出席をもって会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都市公共事業再評価委員会設置要綱（平成10年12月15日）」（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、旧要綱に規定する委員である者は、この要綱の第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この要綱の第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

京都市公共事業評価委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公共事業評価実施要綱第4条の規定に基づき、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始の45分前から15分前までに、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として、10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
- (4) 撮影、録画、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

第6条 委員長は、報道機関の傍聴について、別に記者席を設けることとする。

2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、録音等をすることができる。

(委員会資料)

第7条 委員会の事務局は、会議に使用する資料の概要版を傍聴者に供し、会議終了時に回収する。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、京都市公共事業評価実施要綱第4条第1項ただし書の規定により、委員会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。

2 委員長は傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市公共事業再評価委員会傍聴規程（平成16年4月1日）は廃止する。

令和元年度 京都市公共事業評価委員会 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告案件				(7/30) 第1回委員会 「建設状況等の報告」								
フォローアップ												
審議案件				第1回委員会	(8/28)(9/9) 現地視察会	第2回委員会 「対応方針の審議」			(意見書取りまとめ) 第3回委員会		京都市長へ意見書提出	京都市の対応方針決定
再評価												
事後評価						第2回委員会 「対応方針の審議」			(意見書取りまとめ) 第3回委員会			
審議案件												

(広報資料)

平成29年3月31日
京都市建設局
(建設企画課 222-3551)



未来の京都の発展につなげる
道づくりを進めます！

「今後の道路整備事業の進め方」について

京都市では、橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策に必要となる財源を確保するため、平成24年度から平成27年度までの期間、「道路整備事業の見直し」を実施し、完成が間近な路線等は事業進捗の重点化を図る一方、その他事業中路線の事業進捗の平準化(後年度へ先送り)や一時休止、新規着手の見送りを行ってきました。

また、上記の取組を進めつつ、歩くまち京都のシンボル事業である四条通の歩道拡幅事業や京都駅八条口の再整備事業等の大型事業も完成しました。

今後も、市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路整備事業を実施するに当たり、今後の整備路線や選定に係る考え方等を定めましたのでお知らせします。

1 「今後の道路整備事業の進め方」の概要

(1) 対象期間

平成29年度～平成32年度(4年間)

(2) 道路整備事業の対象

用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備を対象とし、現況道路を活用する交通安全対策事業やバリアフリー事業、無電柱化事業、災害防除事業等は別途、事業を推進します。

2 今後の整備路線の選定に係る考え方

京プラン実施計画第2ステージで掲げている「ひととものの交流促進とまちの持続的成長を支えるための道路整備の推進」を実現する観点に加え、以下の5つの視点に係る課題を現に抱えており、用地取得を伴う現道拡幅や道路新設、バイパス整備によって課題の解決を図ることができる路線について、財政状況も踏まえた上で総合的に検討し、整備路線を選定しました。

(1) 視点1 日常における安心・安全の確保

ア 安全な歩行空間の確保

交通量が多いにもかかわらず歩行空間が不足している箇所や通学路等において、安全な歩行空間の確保が必要

イ 山間部における通行環境の改善

幅員狭小、線形不良の箇所において、通行環境の改善が必要

(2) 視点2 防災・減災対策の推進

ア 緊急輸送道路の通行機能の確保

緊急輸送道路上の橋りょうを中心に耐震補強等を進めているところであるが、路線として通行機能の確保が必要

イ 地震時の避難路や延焼遮断帯の確保

木造家屋が密集する市街地において、大地震時の被害を最小限にとどめることが必要

ウ 山間部における通行機能の確保

山間部集落への道路の寸断による孤立化を防止することが必要

(3) 視点3 公共交通優先のまちづくり

鉄道を中心とした公共交通の重要な結節点である駅へのアクセス道路やバス路線の整備が必要

(4) 視点4 他の関連事業やまちづくりとの連携

他の関連事業やまちづくりとの相乗効果を発現させるため、事業実施時期の調整が必要

(5) 視点5 道路ネットワークの充実

ミッシングリンクの解消等による幹線道路ネットワークの充実や京都の都市構造上の課題となっている J R 東海道線を跨ぐ南北軸の強化が必要

3 今後、事業を実施する路線（一覧表：別紙1，箇所図：別紙2）

今後、4年間については、一覧表に掲げている路線の事業を実施します。

なお、今回、実施路線に掲げていない路線についても、事業中路線の進捗状況や財政状況等を踏まえた上で、道路整備事業の実施に係る検討を進めるとともに、既存道路を活用した交通安全対策事業等、地域の実状や課題に応じた対応策を検討します。

（参考）

今後、事業を実施する路線（継続路線を除く。）について、路線毎の選定の考え方等の概要は以下を御覧ください。

今後事業を実施する路線の概要

京都市情報館 ⇒ 市政情報 ⇒ 行政運営 ⇒ 建設局 ⇒
広報資料・お知らせ ⇒ 「今後の道路整備事業の進め方」について

URL: <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000215993.html>

今後、事業を実施する路線

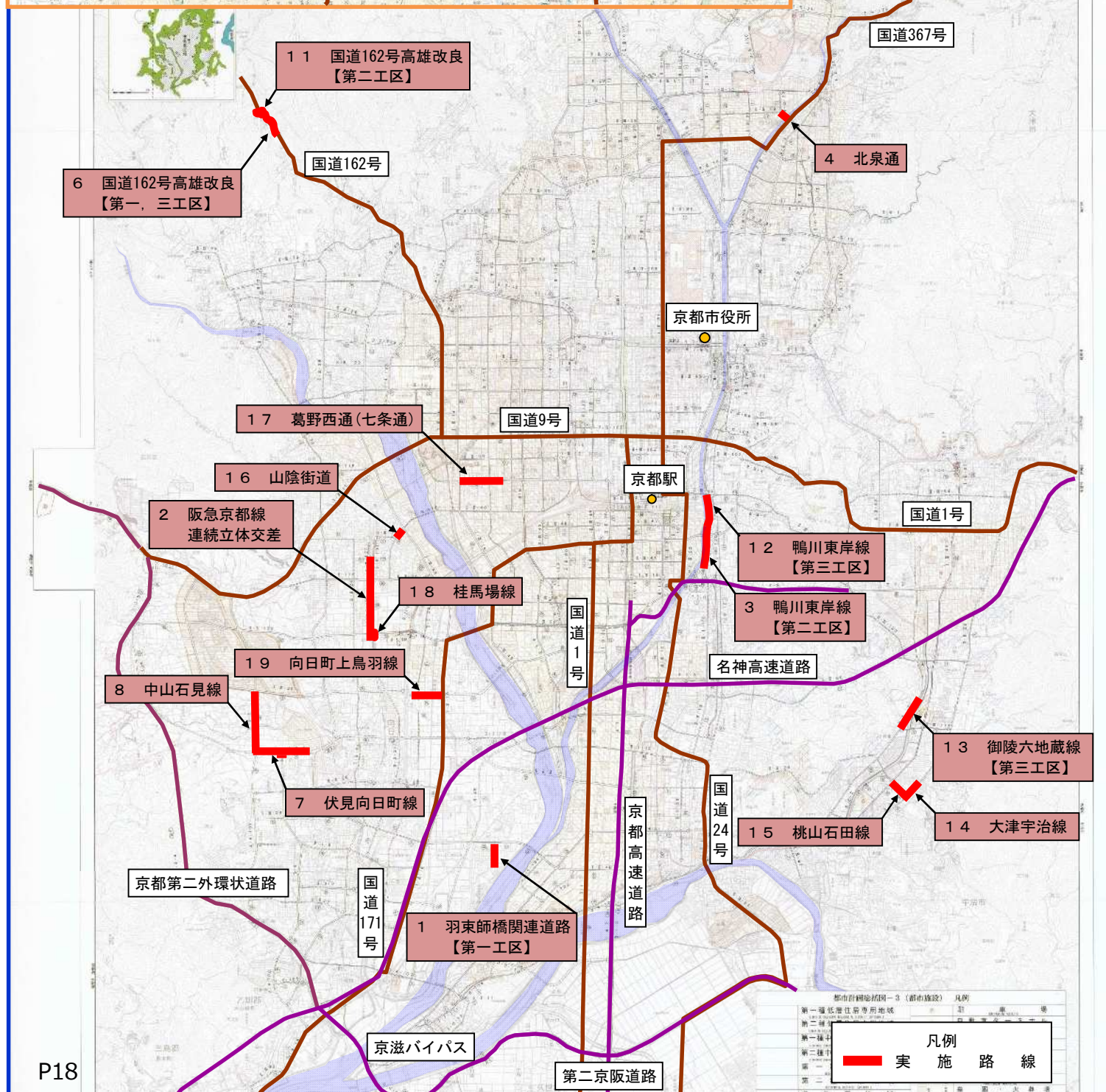
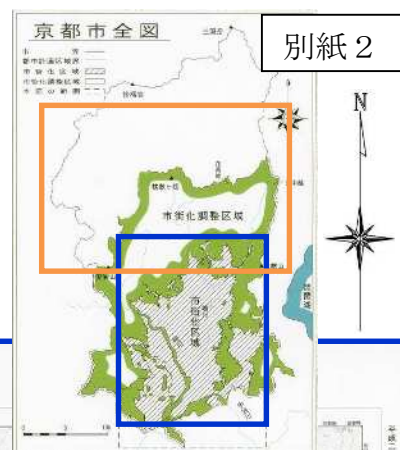
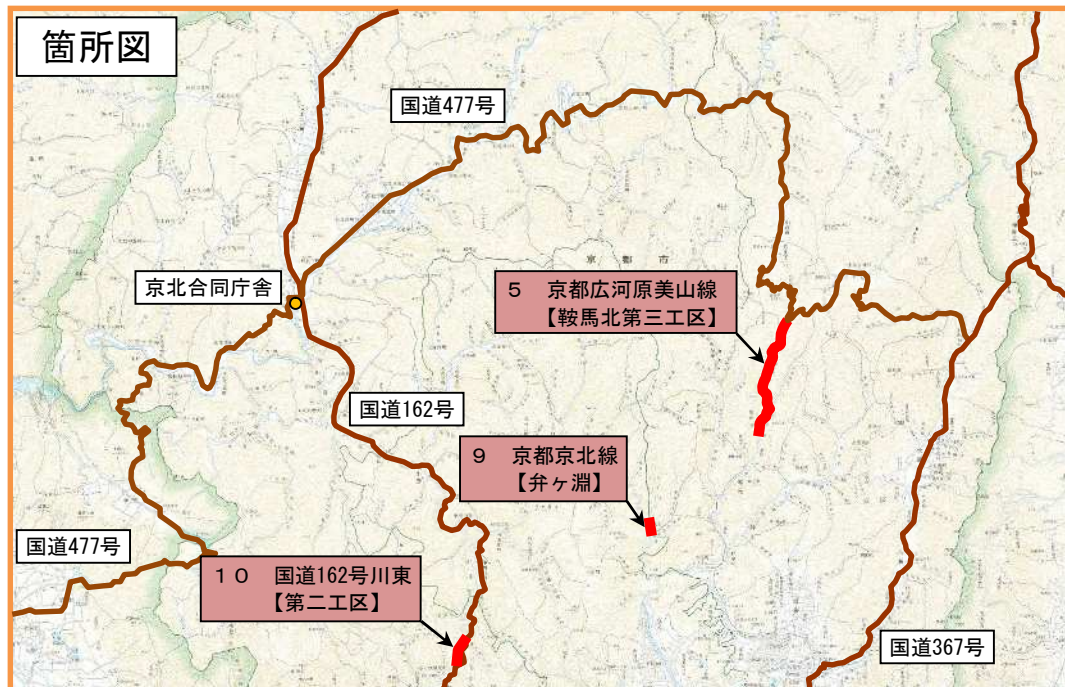
選定に係る視点

- ① 日常における安心・安全の確保
- ② 防災・減災対策の推進
- ③ 公共交通優先のまちづくり
- ④ 他の関連事業やまちづくりとの連携
- ⑤ 道路ネットワークの充実

	路 線 名	選定の視点	備考
1	羽束師橋関連道路	④⑤	継続
2	阪急京都線連続立体交差事業	③④	継続
3	鴨川東岸線（第二工区）	②⑤	継続
4	北泉通	①②⑤	継続
5	京都広河原美山線（鞍馬北第三工区）	①②③	継続
6	国道 162 号高雄改良（第一・三工区）	①②③	継続
7	伏見向日町線	⑤	継続
8	中山石見線	⑤	継続
9	京都京北線（弁ヶ淵）	①②③	
1 0	国道 162 号川東（第二工区）	①②③	
1 1	国道 162 号高雄改良（第二工区）	①②③	
1 2	鴨川東岸線（第三工区）	②⑤	
1 3	御陵六地藏線（第三工区）	①②	
1 4	大津宇治線	①②③	
1 5	桃山石田線	①②③	
1 6	山陰街道	①②③	
1 7	葛野西通（七条通）	①②③⑤	
1 8	桂馬場線（洛西口駅東側）	③④⑤	
1 9	向日町上鳥羽線（国道 171 号以西）	③④	

笛所図

別紙 2



平成 31 年度当初予算の概要

1 予算編成方針

(1) 予算の基本姿勢

- ① 自然災害，人口減少，経済・子育て・地域コミュニティなど，あらゆる現場での担い手不足など，都市を取り巻く様々な危機が顕在化する中，「SDGs」の達成と京都が培ってきた「レジリエンス」を，本市行政のあらゆる分野を横断する都市経営の理念として位置づけ「誰一人取り残さない，持続可能なまちづくり」を推進する。

その上で，とりわけ，京都ならではの「文化」を基軸にあらゆる政策分野を融合した施策の展開を図る。

- ② 厳しい財政状況の中，行財政改革の徹底により財源を捻出し，市民生活の安心安全，全国トップレベルの福祉，医療，子育て支援，教育を維持・充実させるとともに，京都の強みを活かした成長戦略を積極的に推進する。

- ③ 「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージに掲げる全 307 施策を着実に前進させる。

こうした基本的考えのもと，特に次の3つの政策の柱を重視して予算を編成した。

1 安心・安全で子育てしやすいまちづくり

- ・ 防災・減災・老朽化対策の加速化
- ・ 少子化対策・子育て支援・教育環境の充実
- ・ すべての人がいきいきと健やかに暮らせる環境づくり

2 京都の強みを活かした，豊かさを実感できるまちづくり

- ・ 京都の最大の強みである文化を基軸に，産業，観光，福祉，大学，まちづくりなどあらゆる政策分野を融合し，市民生活の豊かさにつなげる，「文化を基軸としたまちづくり」
- ・ 「世界の文化首都・京都」の推進
- ・ 京都経済の持続的発展，担い手不足をはじめとした喫緊の課題の解消
- ・ 市民生活と調和した，観光とMICEの推進による経済効果の波及

3 参加と協働による，市民・地域が主役のまちづくり

- ・ 市民，地域の主体的なまちづくりをサポート
- ・ 市民，事業者との協働により低炭素・循環型まちづくりを推進

（3つの柱と政策の推進）

1 安心・安全で、子育てしやすいまちづくり

- 平成 30 年の相次ぐ自然災害に対しては、市民のいのちと暮らしを守ることを最優先に、30 年度は 100 億円、31 年度は 26 億円の予算を投じ、迅速な都市・生活基盤の復旧、被災者支援を実施

総額 126 億円に対して、国・府の財政支援はそれぞれ 17 億円、1.7 億円
残りの 107 億円は本市負担（市債 59 億円、一般財源 48 億円）

}
- 政府の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」による財源も活用し、河川改修、雨水幹線整備、橋りょうの耐震化など、防災・減災にかかる予算は 500 億円を確保（2 月補正を含む）
- 行財政改革により財源を捻出し、社会福祉関連経費を前年度から 93 億円増額確保
- とりわけ、少子化対策・子育て支援については、本市の子ども医療費支給制度について、府市協調により拡充。子育ての経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくり
- 加えて、本市として、6 年連続の国定義での待機児童ゼロの継続に向け、保育所等の受入枠の拡大や保育の担い手確保のための新たな取組を実施。合わせて、厳しい財政状況の中にあっても、引き続き、49 億円の本市独自財源を投入し、国基準を上回る保育士の配置や処遇改善を実現
- また、児童虐待の未然防止や早期発見のための機能強化、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（京プラン実施計画の目標を 1 年前倒し）も行い、様々な背景を持つ子供たちにきめ細かく、施策を充実
- 幼児教育・保育の無償化については、実施に伴う地方負担の増大に対する国の財政措置を求め、2019 年 10 月から円滑に実施

2 京都の強みを活かした、豊かさを実感できるまちづくり

- ・ 機能を強化した文化庁の京都への全面移転を控え、「世界の文化首都・京都」として、文化を基軸としたまちづくりを更に加速
- ・ 文化と経済の融合，好循環に一層磨きをかけ，地域企業，伝統産業，大学など，京都が世界に誇る価値を徹底的に活かし，市民生活の豊かさ，担税力の向上につなげる。
- ・ 子育て世帯などの若年層の住居，企業のオフィス・生産拠点が立地できるよう，持続可能な都市構築に向けた土地利用の促進，産業用地の創出に取り組む。
- ・ 観光については，市民生活と観光の調和を図ること，観光の質を高めることをこれまで以上に重視し，「季節・時間・場所」の分散化，市バスや観光地の一部における混雑への対策強化に取り組む。
- ・ 消費税率引上げに伴う消費・生活への影響に対して，万全の対策を講じる。
なお，市バス・地下鉄，上下水道，公の施設の使用料などについては，法の趣旨や国の通知に則り，原則，適正に転嫁する。

3 参加と協働による，市民・地域が主役のまちづくり

- ・ 市民・地域が，様々な課題の解決に向けて，ひとごとではなく，「自分ごと」「みんなごと」として考え，提案するまちづくりを，京都市が民間とともにサポート
- ・ 市民，企業，大学など，あらゆる主体が参画できる環境を整えることにより，地域の多様な魅力と個性を活かしたまちづくりを推進し，国内外から訪れ，学び，住み，交流する人の流れを創出
- ・ 地球温暖化や使い捨てプラスチックの削減など，世界的な課題を見据え，市民，事業者との協働により低炭素・循環型まちづくりを推進

(2) 予算の規模

(単位：億円，％)

	30年度	31年度(案)	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
全会計	17,155	17,223	68	0.4%
一般会計	7,845	7,944	99	1.3%
特別会計	6,664	6,606	△ 57	△0.9%
うち国保	1,446	1,438	△ 8	△0.5%
公営企業会計	2,647	2,673	26	1.0%
うち水道	559	656	97	17.4%
うち下水道	988	937	△ 51	△5.1%
うち市バス	271	279	8	2.9%
うち地下鉄	829	801	△ 29	△3.4%

一般会計は、国民健康保険事業特別会計への財政支援をはじめ、社会福祉関連経費が大幅に伸びることにより、対前年度比 99 億円の増

<一般会計の主な増減要素>

社会福祉関連経費	+93 億円 (㊿ 2,671→㊿ 2,764)
プレミアム付商品券の発行	+28 億円 (㊿ 0→㊿ 28)
中小企業融資制度預託金	△50 億円 (㊿ 360→㊿ 310)
給与費	△20 億円 (㊿ 1,683→㊿ 1,663)
投資的経費	△ 8 億円 (㊿ 870→㊿ 862)

(3) 一般財源収入の状況

うち教職員移管に係る府税
交付金からの振替+32

(単位：億円，％)

区 分	30年度 予算	31年度 予算案	対前年度		備考
			増△減額	増△減率	
市税	2,853	3,001	148	5.2%	
うち市民税個人分	1,093	1,142	49	4.5%	8年連続増
うち市民税法人分	281	333	52	18.3%	
うち固定資産税	1,046	1,069	23	2.2%	7年連続増
うち宿泊税	19	42	23	119.3%	5箇月分→12箇月分
府税交付金	392	343	△ 49	△12.6%	
地方交付税・臨時財政対策債	1,057	994	△ 63	△6.0%	
地方譲与税その他	58	75	17	28.7%	
財政調整基金 (※)	0	19	19	皆増	国保財政支援の財源として取崩し
一般財源収入総額	4,361	4,431	70	1.6%	

(参考) 財政調整基金・教職員移管に伴う増を除く一般財源総額
㊿3,820→㊿3,895→㊿3,947 ※ピーク㊿4,205 からは△258

(2) 経費性質別内訳

区 分	平成 3 1 年 度		平成 3 0 年 度		対 前 年 度 比 較	
	当初予算額 (A)	構成比	当初予算額 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
	億 百万円	%	億 百万円	%	億 百万円	%
消 費 的 経 費	5,318 88	66.9	5,257 06	67.0	61 82	1.2
給 与 費	1,662 83	20.9	1,683 17	21.5	△ 20 34	△ 1.2
扶 助 費	2,171 77	27.3	2,118 04	27.0	53 73	2.5
物 件 費 そ の 他	1,484 28	18.7	1,455 84	18.5	28 44	2.0
投 資 的 経 費	862 04	10.9	869 92	11.1	△ 7 88	△ 0.9
普 通 建 設 事 業 費	854 02	10.8	865 60	11.0	△ 11 58	△ 1.3
補 助 事 業	505 12	6.4	581 87	7.4	△ 76 75	△ 13.2
単 独 事 業	348 90	4.4	283 73	3.6	65 17	23.0
災 害 復 旧 事 業 費	8 02	0.1	4 32	0.1	3 70	85.6
公 債 費	870 77	11.0	865 15	11.0	5 62	0.7
積 立 金	78 53	1.0	54 63	0.7	23 90	43.7
繰 出 金	813 91	10.2	797 90	10.2	16 01	2.0
合 計	7,944 13	100.0	7,844 66	100.0	99 47	1.3

(注) 表示単位未満を端数処理しているため、各区分の計が合計と一致しない場合がある。

